

取りつけましたか？

設置は義務です

# 住宅用火災警報器

～消防署からのお知らせです。～

泉大津市火災予防条例により  
すべての住宅に住宅用火災警  
報器の設置が義務付けられて  
います。



## どこに取り付けたらいいの？

設置が義務付けられている所は、階段と寝室です。また、住宅用火災警報器の種類は煙式と熱式のものがありますが、階段と寝室には煙式を設置しましょう。



検定マーク付き製  
品を推奨します。



寝室がある階に通じ  
る階段の上にも設置  
が必要です。

火事です！火事です！



寝室すべてに設  
置が必要です。

ピー！  
ピー！

# 住宅用火災警報器

## ～点検・お手入れの方法～

住宅用火災警報器の寿命は**約10年**です！

あなたの自宅についている住宅用火災警報器はきちんと動きますか？

### ① 点検をしましょう！

- ◎警報器の引きひもを引っ張ってください
- ◎引きひもがついていなければテストボタンがついています  
テストボタンを押してください



**音が鳴れば正常に動いています！これだけです！**

音が鳴らないとき・・・電池はきちんとセットされていますか？

電池をセットしなおしてみましょう！

※それでも鳴らないときは電池切れもしくは故障が考えられます...

取扱説明書をご確認の上、電池や機器本体の交換をおこなってください

### ② 清掃をしましょう！

警報器にホコリやくもの巣などがついてしまうと、火災を感知しにくくなったり誤作動の原因になります。

次の点にご注意の上、正しく定期的に清掃しましょう！

- ◎乾いた布もしくは水又は中性洗剤を染み込ませた布を固く絞ってお拭きください
- ◎シンナーなどの有機溶剤は使用しないでください
- ◎水洗いはしないでください

**火災で重要なのは早期発見です！**

**しっかりメンテナンスし自分、家族の命を守りましょう！**

☆消防署では、相談窓口を設け住宅用火災警報器を購入後、取り付けにお困りの方からのご相談があれば、消防職員が直接訪問し取り付ける事業をおこなっています。その他の住宅用火災警報器に関するご相談も承っていますので、お気軽にご利用下さい。

問合せ先 住宅用火災警報器設置相談窓口

TEL 0725-33-4482 (予防課直通)